

ID: 169

担当部署: 企画部 市民参画課

<p><b>処分の概要</b></p>	<p>使用許可の取消し等</p>
<p><b>例 規 名 根 拠 条 項</b></p>	<p>芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例 第7条(第12条第3項において準用する場合を含む。)</p>
<p><b>例 規 番 号</b></p>	<p>昭和40年条例第14号</p>
<p><b>【根拠条文】</b></p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは退去を命ずることができる。</p> <p>(1) 第5条各号のいずれかに掲げる事由が発生したとき。</p> <p>(2) この条例に違反し、又はこの条例に基づく指示に従わないとき。</p> <p>(管理の代行等)</p> <p>第12条 市長は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、集会所の管理を指定管理者に行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定により、指定管理者に集会所の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>(1) 集会所の使用の許可に関する業務</p> <p>(2) 集会所の運営に関する業務</p> <p>(3) 集会所の施設、設備等の維持管理に関する業務</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、集会所の運営又は維持管理上市長が特に必要であると認める業務</p> <p>3 第3条第3項、第5条、第7条、第10条及び第11条の規定は、第1項の規定により、指定管理者に集会所の管理を行わせる場合に準用する。この場合において、第3条第3項中「市長は、特別の理由があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て」と、第5条及び第7条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第10条(見出しを含む。)及び第11条(見出しを含む。)中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長は、特別の理由があると認めるときは」とあるのは、「指定管理者は、市長が定めた基準に従い」と読み替えるものとする。</p> <p><b>【基準】</b></p> <p>根拠条文と同じ。</p>	

条例適用不利益処分個票

備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 170

担当部署: 企画部 市民参画課

処分の概要	使用料の徴収
例規名 根拠条項	芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例 第9条第1項
例規番号	昭和40年条例第14号

【根拠条文】

(使用料等)

第9条 使用者は、別表第2に定める使用料を前納しなければならない。

2 第12条第1項の規定により集会所の管理を指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせた場合にあっては、使用者は、前項の使用料に代えて、集会所の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を前納しなければならない。

3 前項の利用料金は、指定管理者が別表第2に定める使用料の額の範囲内において、市長の承認を得て定めるものとする。

4 市長は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、第2項の利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

別表第2(第9条関係)

地区集会所施設使用料金表

施設名	室名	広さ	収容人員	施設使用料金			
				朝 午前9時～正午	昼 午後1時～午後5時	夜 午後6時～午後9時30分	深夜 午後11時～翌日午前8時
打出集会所	洋室(A)	60m <sup>2</sup>	38人	円 2,030	円 2,440	円 2,850	円 —
	洋室(B)	20m <sup>2</sup>	12	円 710	円 810	円 1,010	円 —
	洋室(C)	35m <sup>2</sup>	22	円 1,220	円 1,520	円 1,830	円 3,660
	洋室(D)	24m <sup>2</sup>	14	円 810	円 1,010	円 1,120	円 —
翠ヶ丘集会所	洋室(A)	60m <sup>2</sup>	38	円 2,030	円 2,440	円 2,850	円 —
	洋室(B)	32m <sup>2</sup>	20	円 1,120	円 1,220	円 1,420	円 2,850
	洋室(C)	18m <sup>2</sup>	12	円 710	円 810	円 1,010	円 —
	洋室(D)	21m <sup>2</sup>	12	円 710	円 810	円 1,010	円 —
竹	洋室(A)	19m <sup>2</sup>	12	円 710	円 810	円 1,010	円 —

条例適用不利益処分個票

園 集 会 所	洋室(B)	18m <sup>2</sup>	12	710	810	1,010	—
	洋室(C)	34m <sup>2</sup>	22	1,220	1,520	1,830	3,660
	洋室(D)	42m <sup>2</sup>	26	1,420	1,730	2,030	4,070
前 田 集 会 所	洋室(A)	60m <sup>2</sup>	38	2,030	2,440	2,850	—
	洋室(B)	19m <sup>2</sup>	12	710	810	1,010	—
	洋室(C)	19m <sup>2</sup>	12	710	810	1,010	—
	洋室(D)	30m <sup>2</sup>	18	810	1,010	1,120	2,240
朝 日 ヶ 丘 集 会 所	洋室(A)	63m <sup>2</sup>	38	2,030	2,440	2,850	—
	洋室(B)	21m <sup>2</sup>	12	710	810	1,010	—
	洋室(C)	18m <sup>2</sup>	12	710	810	1,010	2,030
	洋室(D)	16m <sup>2</sup>	10	610	710	810	1,620
	和室(A)	6畳	12	710	810	1,010	—
	和室(B)	6畳	12	710	810	1,010	—
春 日 集 会 所	洋室(A)	21m <sup>2</sup>	12	710	810	1,010	—
	洋室(B)	64m <sup>2</sup>	40	2,240	2,540	2,950	—
	洋室(C)	15m <sup>2</sup>	10	610	710	810	—
	洋室(D)	19m <sup>2</sup>	12	710	810	1,010	—
	洋室(E)	35m <sup>2</sup>	22	1,220	1,520	1,830	3,660
潮 見 集 会 所	洋室(A)	23m <sup>2</sup>	14	810	1,010	1,120	—
	洋室(B)	62m <sup>2</sup>	38	2,030	2,440	2,850	—
	洋室(C)	20m <sup>2</sup>	12	710	810	1,010	—
	洋室(D)	26m <sup>2</sup>	16	810	1,010	1,120	2,240
	洋室(E)	30m <sup>2</sup>	18	810	1,010	1,120	2,240
	洋室(F)	20m <sup>2</sup>	12	710	810	1,010	—
浜 風 集 会 所	洋室(A)	62m <sup>2</sup>	38	2,030	2,440	2,850	—
	洋室(B)	21m <sup>2</sup>	12	710	810	1,010	—
	洋室(C)	25m <sup>2</sup>	14	810	1,010	1,120	2,240
	洋室(D)	15m <sup>2</sup>	10	610	710	810	—
	洋室(E)	13m <sup>2</sup>	10	610	710	810	—
奥 池 集 会 所	洋室(A)	58m <sup>2</sup>	38	2,030	2,440	2,850	5,700
	洋室(B)	17m <sup>2</sup>	12	710	810	1,010	2,030
西	洋室(A)	60m <sup>2</sup>	38	2,030	2,440	2,850	—

条例適用不利益処分個票

蔵集会所	洋室(B)	26m <sup>2</sup>	16	810	1,010	1,120	—
	洋室(C)	27m <sup>2</sup>	16	810	1,010	1,120	2,240
	洋室(D)	13m <sup>2</sup>	10	610	710	810	—
大原集会所	洋室(A)	29m <sup>2</sup>	18	810	1,010	1,120	—
	洋室(B)	62m <sup>2</sup>	38	2,030	2,440	2,850	—
	洋室(C)	22m <sup>2</sup>	12	710	810	1,010	—
	洋室(D)	16m <sup>2</sup>	10	610	710	810	—
	洋室(E)	52m <sup>2</sup>	32	1,730	1,930	2,240	4,480
茶屋集会所	洋室(A)	60m <sup>2</sup>	38	2,030	2,440	2,850	—
	洋室(B)	19m <sup>2</sup>	12	710	810	1,010	—
	洋室(C)	18m <sup>2</sup>	12	710	810	1,010	—
	洋室(D)	26m <sup>2</sup>	16	810	1,010	1,120	2,240
三条集会所	洋室(A)	17m <sup>2</sup>	12	710	810	1,010	—
	洋室(B)	21m <sup>2</sup>	12	710	810	1,010	—
	洋室(C)	42m <sup>2</sup>	26	1,420	1,730	2,030	4,070
	洋室(D)	44m <sup>2</sup>	26	1,420	1,730	2,030	—

備考 深夜の使用は葬儀に関する使用に限るものとする。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日

平成28年4月1日

最終変更年月日

令和2年10月1日

ID: 174

担当部署: 企画部 市民参画課

<p><b>処分の概要</b></p>	<p>退館命令等</p>
<p><b>例 規 名 根 拠 条 項</b></p>	<p>芦屋市立あしや市民活動センターの設置及び管理に関する条例 第5条の2(第12条第3項において読み替える場合を含む。)</p>
<p><b>例 規 番 号</b></p>	<p>平成21年条例第34号</p>
<p><b>【根拠条文】</b></p> <p>(使用の制限)</p> <p>第5条の2 市長は、活動センターを使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、活動センターへの入館を拒み、退館を命じ、又は使用の許可をしないことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 公序良俗に反するおそれがあると認められるとき。</li> <li>(2) 建物、設備、機器その他の物件を損傷するおそれがあると認められるとき。</li> <li>(3) 営利行為を目的とするとき。</li> <li>(4) 活動センター設置の目的に反するおそれがあると認められるとき。</li> <li>(5) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められるとき。</li> </ol> <p>(管理の代行等)</p> <p>第12条 市長は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、活動センターの管理を指定管理者に行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定により、指定管理者に活動センターの管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 活動センターの使用の許可に関する業務</li> <li>(2) 活動センターの運営に関する業務</li> <li>(3) 活動センターの施設、設備等の維持管理に関する業務</li> <li>(4) 第3条に掲げる事業に関する業務</li> <li>(5) 前各号に掲げるもののほか、活動センターの運営又は維持管理上市長が特に必要と認める業務</li> </ol> <p>3 第1項の規定により、指定管理者に活動センターの管理を行わせる場合の第4条第3項、第5条、第5条の2及び第7条の規定の適用については、第4条第3項中「市長は、特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て」と、第5条、第5条の2及び第7条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。</p> <p><b>【基準】</b></p> <p>根拠条文に同じ。</p>	

条例適用不利益処分個票

備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 175

担当部署: 企画部 市民参画課

<p><b>処分の概要</b></p>	<p>使用許可の取消し等</p>		
<p><b>例規名 根拠条項</b></p>	<p>芦屋市立あしや市民活動センターの設置及び管理に関する条例 第7条(第12条第3項において読み替える場合を含む。)</p>		
<p><b>例規番号</b></p>	<p>平成21年条例第34号</p>		
<p><b>【根拠条文】</b></p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは退館を命じることができる。</p> <p>(1) 第5条の2各号のいずれかに該当したとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。</p> <p>(3) この条例に違反し、又はこの条例に基づく指示に従わないとき。</p> <p>(管理の代行等)</p> <p>第12条 市長は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、活動センターの管理を指定管理者に行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定により、指定管理者に活動センターの管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>(1) 活動センターの使用の許可に関する業務</p> <p>(2) 活動センターの運営に関する業務</p> <p>(3) 活動センターの施設、設備等の維持管理に関する業務</p> <p>(4) 第3条に掲げる事業に関する業務</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、活動センターの運営又は維持管理上市長が特に必要と認める業務</p> <p>3 第1項の規定により、指定管理者に活動センターの管理を行わせる場合の第4条第3項、第5条、第5条の2及び第7条の規定の適用については、第4条第3項中「市長は、特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て」と、第5条、第5条の2及び第7条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。</p> <p><b>【基準】</b></p> <p>根拠条文に同じ。</p>			
<p><b>備考</b></p>			
<p><b>設定年月日</b></p>	<p>平成 28 年 4 月 1 日</p>	<p><b>最終変更年月日</b></p>	<p>年 月 日</p>



ID: 176

担当部署: 企画部 市民参画課

処分の概要	使用料の徴収
例規名 根拠条項	芦屋市立あしや市民活動センターの設置及び管理に関する条例 第9条第1項
例規番号	平成21年条例第34号

【根拠条文】

(使用料等)

第9条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

2 第12条第1項の規定により活動センターの管理を指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行かせた場合にあつては、使用者は、前項の使用料に代えて、活動センターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を前納しなければならない。

3 前項の利用料金は、指定管理者が別表に定める使用料の額の範囲内において、市長の承認を得て定めるものとする。

4 市長は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、第2項の利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

別表(第9条関係)

施設使用料金表

室名	広さ	収容人員	施設使用料金		
			午前9時30分～ 正午	午後1時～午後 3時	午後3時～午後5時
会議室A	17m <sup>2</sup>	12人	600円	480円	480円
会議室B	17m <sup>2</sup>	12人	600円	480円	480円
会議室C	50m <sup>2</sup>	32人(50人)	1,560円	1,320円	1,320円
会議室D	46m <sup>2</sup>	28人(48人)	1,440円	1,200円	1,200円
多目的室	6m <sup>2</sup>	4人	360円	240円	240円
オープンス ペース1	84m <sup>2</sup>	50人	4,200円	3,360円	3,360円
オープンス ペース2	35m <sup>2</sup>	20人	1,080円	960円	960円

備考

- 午前9時30分以前又は午後5時以後に活動センターを使用する場合の使用30分までごとの使用料は、午前9時30分以前の使用にあつては午前9時30分から正午までの区  
分の使用料の額に5分の1を、午後5時以後の使用にあつては午後3時から午後5時まで

条例適用不利益処分個票

の区分の使用料の額に4分の1を乗じて得た額とする。

- 2 前項の規定による使用料の算定において、10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げる。
- 3 収容人員の欄の( )書は、最大収容人員とする。
- 4 オープンスペース1及び2の使用料は、それぞれの全面を使用する場合に徴収する。

**【基準】**

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日

平成28年4月1日

最終変更年月日

令和2年10月1日

ID: 180

担当部署: 企画部 市民参画課

<p><b>処分の概要</b></p>	<p>登録団体の取消し</p>		
<p><b>例 規 名 根 拠 条 項</b></p>	<p>芦屋市立あしや市民活動センターの設置及び管理に関する条例施行規則 第5条の6第1項</p>		
<p><b>例 規 番 号</b></p>	<p>平成22年規則第4号</p>		
<p><b>【根拠条文】</b>                  (あしや市民活動センター登録団体の取消し)                  第5条の6 市長は、あしや市民活動センター登録団体が次の各号のいずれかに該当したときは、登録の承認を取り消すことができる。                  (1) 第5条の2に規定するあしや市民活動センター登録団体の要件を満たさなくなったとき。                  (2) 前条第2項に規定する活動内容の報告及び決算について報告を行わないとき。                  (3) 偽りその他不正な行為により登録の承認を受けたと認められるとき。                  2 市長は、前項の規定により登録の承認を取り消したときは、あしや市民活動センター登録団体登録取消通知書により通知するものとする。</p> <p><b>【基準】</b>                  根拠条文に同じ。</p>			
<p><b>備考</b></p>			
<p><b>設 定 年 月 日</b></p>	<p>平成 28 年 4 月 1 日</p>	<p><b>最 終 変 更 年 月 日</b></p>	<p>年 月 日</p>